

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	法定外公共物の占用、占用の更新及び占用の変更の許可		
根拠法令及び条項	那覇市法定外公共物管理規則第6条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 別紙参照		
審査基準 設定年月日	昭和17年2月15日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(書類が窓口には到達してから原則14～21日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成10年8月5日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	都市みらい部 道路管理課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

(占有の許可)

- 第6条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により、占有がその管理に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、必要やむを得ないと認める場合に限り、第3条第1項、第4条第1項又は前条第1項の許可を与えることができる。
- 2 市長は、前項の規定により占有を許可するときは、法定外公共物占有許可書(第2号様式)を申請者に交付する。
 - 3 市長は、第1項の許可の際に、管理上必要な条件を付することができる。